

社会福祉法人ゆうゆう 役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆうゆう（以下「法人」という。）の役員及び評議員並びに苦情対応規程に定める第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人役員等に対してその職務遂行の対価として報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬額は、職位等に応じて、別表の通りとし、支給対象者は評議員会で定めるものとする。

(職員給与との併給)

第3条 法人の職員を兼務し、職員給与を支給されている常勤理事に対しては、役員報酬と職員給与を合算した額が、別表1役員報酬表（月額）で定める報酬額の範囲を超えないものとする。

(支給日)

第4条 役員等の報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

2 役員等の報酬は、その全額をその役員等が指定する銀行その他の金融機関の口座への振込により支払う。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から控除すべき金額を控除して支払うものとする。

(費用弁償)

第5条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために出張した時は、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

(改正)

第6条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附 則

この規程は、平成25年2月25日から施行する。

この規程は、平成26年9月30日から施行する。

この規程は、平成27年3月25日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年6月20日から施行する。

この規程は、令和2年6月22日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

役員報酬規程 別表

別表1 役員報酬表（月額）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬（常勤）	700,000 円	別途定めるところによる
副理事長業務報酬（常勤）	600,000 円	別途定めるところによる
理事業務報酬（常勤）	300,000 円	別途定めるところによる
理事業務報酬（非常勤）	50,000 円	別途定めるところによる
監事業務報酬（常勤）	300,000 円	別途定めるところによる
監事業務報酬（非常勤）	50,000 円	別途定めるところによる

別表2 会議等出席に伴う報酬（日額）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	支給しない	別途定めるところによる
評議員会出席報酬等	支給しない	別途定めるところによる
第三者委員	支給しない	別途定めるところによる